

5つの優先分野における指標（参考）

令和5年4月

1年目レビュー政府報告の添付資料である『『ビジネスと人権』に関する行動計画の評価方法について』において、行動計画全体のインパクトを測定するために、行動計画の5つの優先分野¹に関連する施策に関する指標を特定した。これに関し、以下、別添4の「行動計画実施状況一覧」に基づき関連指標を整理した。

ア. 目標及び該当する行動計画の優先分野：政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上

(指標) 公務員等への研修の開催実績（回数・参加人数等）【全府省庁】

●公務員に対する「ビジネスと人権」に関する周知・研修

- ・新たに採用された内閣府職員に対する研修において、ビジネスと人権を取り上げて行動計画を周知。(内閣府)
- ・新たに採用された警察職員全員（対象者約9000人【P】）を対象とした研修において、ビジネスと人権を含む、人権に関する研修を実施。※【P】5月に確定予定(警察庁)
- ・新たに採用された職員への研修において、ビジネスと人権について説明。(1回、対象者73人)(外務省)
- ・本省職員を対象として、人権研修(延べ参加人数1,581人)を開催し「ビジネスと人権」について取り上げた。有識者を講師に招き「ビジネスと人権」についてのランチミーティング(参加人数97人)を開催。(財務省)
- ・令和4年5月に実施した公共調達担当者向けの研修において、ビジネスと人権に関連する調達ルールの徹底について注意喚起。(文部科学省)
- ・全国各地に所在する自衛隊の契約機関向けの教育において、「ビジネスと人権」に係る政府の取組を周知。(計21回開催し、延べ約3000人が参加)(防衛省)
- ・「ビジネスと人権」に関する担当職員向けセミナーを令和4年5月に2回実施。(農林水産省)

¹ 行動計画の5つの優先分野：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104258.pdf>

1. 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
2. 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
3. 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
4. サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
5. 救済メカニズムの整備及び改善

【施策 49】

・地方公共団体等の人権擁護行政に携わる職員を対象として、「ビジネスと人権」を講義科目に含む人権啓発指導者養成研修会を実施、令和 4 年度は 732 人が同研修会に参加。（法務省）

【施策 50】

イ. 目標及び該当する行動計画の優先分野：企業の「ビジネスと人権」に関する理解の促進と意識向上

（指標）企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上のための周知・啓発活動実績（研修・セミナーの開催実績（回数・参加人数等）、HPへのアクセス数等）

【全府省庁】

●民間企業と連携・協力した人権啓発活動の更なる実施

・複数のテーマのシンポジウムを人権教育啓発推進センターに委託して開催し、計 1,575 人が参加（法務省）

【施策 53】

●「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施

・「My じんけん宣言」の企業・団体の宣言者数：331、個人の宣言者数：954（令和 5 年 3 月 14 日時点）（法務省）

・学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及、文科省主催の都道府県等教育委員会向けの人権教育担当指導主事連絡協議会において、「ビジネスと人権」を含む人権課題の動向等について説明、社会教育主事の養成講習等において人権問題などの現代的課題をとりあげた。（文科省）

【施策 51】

●人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰

・2022 年度消費者志向経営優良事例表彰：47 件（消費者庁）

・人権擁護上顕著な功績があったと認められた方に対し、法務大臣又は全国人権擁護委員連合会会長が表彰（法務省）

●「ビジネスと人権」に関するポータルサイトを通じた中小企業への情報提供

・外務省ウェブサイト上に「ビジネスと人権」情報ポータルサイトを構築。約 26,000 回閲覧（2022 年 3 月～2023 年 3 月）【P 集計中】（外務省）

【施策 67】

- 経済団体・市民社会等と協力した中小企業を対象としたセミナーの実施
 - ・中小企業等を対象として全国で 87 回セミナーを実施、17,769 人が参加・視聴（経済産業省）
- 【施策 68】
- 業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発【全府省庁】
 - ・9 月、「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」を日本政府として決定。
 - ・メール・イベント等を通じた業界団体・関係団体等への周知、セミナーの開催、後援あるいは参加を通じた周知・説明、二国間協議や国際会議等での発信、省庁ウェブサイトへの掲載、好事例の紹介、パンフレットの作成・配布等を通じて、ガイドラインの普及、啓発活動を実施（全関係府省庁）
 - ・4 か国における人権デュー・ディリジェンス導入セミナー実施（外務省）
 - ・「ビジネスと人権」に関する動画作成（外務省）
 - ・二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: JCM）の活用を前提として、途上国等において優れた脱炭素技術等を活用して温室効果ガスの排出削減事業を行う「JCM 設備補助事業」では、行動計画やガイドラインの遵守を採択審査基準に入れている。（環境省）
- 【施策 58】

ウ. 目標及び該当する行動計画の優先分野：社会全体の人権に関する理解の促進、意識の向上

（指標）人権啓発活動等の実績【法務省、文部科学省、外務省、厚生労働省、経済産業省】

- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発の実施
 - ・「My じんけん宣言」の企業・団体の宣言者数は 331、個人の宣言者数は 954（令和 5 年 3 月 14 日時点）（法務省）
 - ・学校における人権教育の在り方等に関する調査研究とその成果の普及、文科省主催の都道府県等教育委員会向けの人権教育担当指導主事連絡協議会において、「ビジネスと人権」を含む人権課題の動向等について説明、社会教育主事の養成講習等において人権問題などの現代的課題をとりあげた。（文科省）
- 【施策 51】
- 行動計画の周知や「ビジネスと人権」に関する啓発における国際機関との協力
 - ・国連開発計画（UNDP）への拠出を通じて、2002 年度案件として対象 17 か国にお

けるサプライチェーン上の人権課題調査や企業への人権デュー・ディリジェンス研修の実施、対象 13 か国の政府への行動計画策定・実施を支援。2023 年度案件として、対象 14 か国におけるサプライチェーン上の人権課題調査や企業への人権デュー・ディリジェンス研修の実施、対象 9 か国の政府への行動計画策定・実施の支援を開始。（外務省）

- ・経済協力開発機構（OECD）への拠出を通じて、対象国における責任ある企業行動（RBC）の促進を図る事業への支援を実施。（外務省）

- ・赤十字国際委員会（ICRC）駐日代表部が主催する「ビジネスと人権」に関する企業向けセミナーを後援。民間企業、公的機関・研究機関・市民社会団体等から 124 名が参加。（外務省）

- ・RBC 施策に関する定期報告において、経産省と外務省で実施した日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査及びガイドライン策定)について報告。

（外務省、厚生労働省、経済産業省）

【施策 57】

エ. 目標及び該当する行動計画の優先分野：サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備

（指標）企業等による人権尊重の取組を促す施策検討のための活動実績（特に中小企業への対応を含む。）（各種取組の内容・会合の開催回数等）【全府省庁】

（注）追加的な評価指標として、企業の人権デュー・ディリジェンス実施の度合い・状況について、毎年でなく中間レビュー時に確認することを検討する。

●業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

- ・9 月、「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」を日本政府として決定。

- ・メール・イベント等を通じた業界団体・関係団体等への周知、セミナーの開催、後援あるいは参加を通じた周知・説明、二国間協議や国際会議等での発信、省庁ウェブサイトへの掲載、好事例の紹介、パンフレットの作成・配布等を通じて、ガイドラインの普及、啓発活動を実施。（全関係府省庁）

- ・4 か国における人権デュー・ディリジェンス実施セミナー（外務省）

- ・「ビジネスと人権」に関する動画作成（外務省）

- ・二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism：JCM）設備補助事業において、行動計画の遵守を採択審査基準としている（環境省）

【施策 58】

(全府省庁)

オ. 目標及び該当する行動計画の優先分野：救済メカニズムの整備

(指標) 相談窓口の利用実績等 (日本司法支援センター (法テラス)、人権相談、通報者の保護に関わる通報者相談窓口、個別法令窓口 (労働者、消費者)、外国人技能実習機構) 【厚生労働省・法務省・消費者庁等】

●民事裁判手続の IT 化【法務省】

・訴状等のオンライン提出を含め民事訴訟制度をデジタル化するための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が令和 4 年 5 月に可決され、成立。(法務省)

【施策 70】

●「OECD 多国籍企業行動指針」に基づく日本 NCP の活動の周知とその運用改善

・関連イベント参加人数：1 件 計 63 名
・個別事例の受領件数 14 件、手続終了件数 10 件 (2000 年の日本 NCP 設立以降の累積数)

(外務省、厚生労働省、経済産業省)

●日本司法支援センター (法テラス) の取組

・外国語通訳を伴う法律相談の件数：834 件
(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 2 月 28 日 (速報値) (法務省))

【施策 85】

●人権相談 (みんなの人権 110 番等) の継続

・「外国人のための人権相談所」を設け、約 80 の言語による人権相談に対応
・電話・インターネットで 10 言語による人権相談に対応
・外国人を被害者とする差別待遇の相談件数は 531 件

(法務省)

【施策 76】

●人権侵害の予防及び被害の救済

外国人を被害者とする差別待遇の人権侵犯事件の新規救済手続開始件数 (令和 4 年) : 47 件 (法務省)

【施策 77】

●個別法令等に基づく対応の継続・強化

・労働者 (技能実習法)

母国語相談件数：延べ 23,701 件

申告※：104 件（2021 年度）

※母国語相談窓口からの相談により明らかになったものを含み、技能実習法違反の疑いのある案件のうち、技能実習生等が技能実習法第 49 条の規定に基づく申告をするとした場合の件数。

【施策 78】

・ 通報者の保護に関わる通報者相談窓口

行政機関（地方公共団体を含む）通報窓口の設置率⇒54.8%（2018 年度）

企業の内部通報窓口の設置率 ⇒46.3%（2016 年度）

【施策 79】

（法務省、厚生労働省、消費者庁）

●裁判外紛争解決手続の利用促進

・パンフレット及びガイドブックを作成、インターネット広告による ADR・ODR の周知・広報、を ADR 週間の制定、ADR・ODR の国民への浸透をテーマとしたオンライン・フォーラムの開催。

・ ADR・ODR に関する認知度調査の結果（2022 年 10 月 25 日～28 日実施）

ADR の認知度 31.3%

ODR の認知度 18.3%

（法務省）

【施策 80】

（了）